

東京都介護保険居宅事業者連絡会

【東京都介護保険居宅事業者連絡会とは】

介護保険法に基づき東京都が指定する居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者等が相互に連絡調整し、介護保険居宅サービス事業及び介護予防サービス事業、居宅介護支援事業等に係るサービス内容の向上及び介護保険事業の健全な発展を図ることを目的に、平成 12 年 11 月に東京都介護保険居宅事業者連絡会を設立。

「一人で抱え込まない」「一事業所で抱え込まない」をキーワードに、利用者を支える地域ケアのネットワークづくりを目指し、多職種・多機関参加による情報交換会や研修の開催を実施している。また、会員事業所の経営状況及び利用者の声をもとに介護保険制度を検証し提言活動を行っている。

令和 6 年 2 月の会員数は、328 事業所となっている。

【提言項目 1】

介護報酬の充実と在宅介護人材の確保

【現状と課題】

2024 年介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が下げられ処遇改善加算で補填されたとされているが、訪問介護事業者の経営悪化や介護職員の離反が懸念される。東京都内では既に介護人材の確保が困難な状況であり、基本報酬の低下はこの問題をさらに深刻化させる可能性がある。

介護保険制度の在宅介護人材の確保においては、資格取得支援や働きやすい職場環境の整備も進める必要がある。利用者・家族からの介護職員へのカスタマーハラスメント対策は、在宅介護人材の確保における課題の一つになっている。現在は、国のカスタマーハラスメント対策のマニュアル等は、施設と同一となっているが、一人で訪問する在宅サービスは別途に訪問系サービスに適合した対応が必要である。

【提言内容】

東京都では介護人材の確保・処遇改善を目的として、令和 6 年度「東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」が創設されることは歓迎するが、支給手当額が残業代に反映されることで事業者の持ち出し（負担増）が生じる。とりわけ訪問介護については基本報酬引下げによる経営へのマイナス影響が顕著であり、本施策によるさらなる経営状況の悪化が懸念される。1 万円（もしくは 2 万円）という定額での処遇改善を前提にするのであれば、残業費用についても法定福利費の取扱いと同様の配慮を要望する。

また在宅介護事業における利用者、家族からのハラスメント防止・対応の強化策の向上のための継続的な研修・教育の仕組みづくり、社会への啓蒙を要請したい。

【提言項目 2】

介護支援専門員の増員及び主任介護支援専門員育成への対策

【現状と課題】

介護支援専門員の受験者数が減少し、有資格者の離職もあり介護支援専門員が大きく不足している。介護職員の処遇改善が進む中、介護支援専門員が対象から外され介護支援専門員に求められる責務の重さに見合う処遇となっていない。

2024 年介護報酬改定では、その不足を補うため介護支援専門員の 1 人当たりの取り扱い件数が増加されたが、現場からは従来の取り扱い件数でも忙しくさらに荷重となるという声が多い。また管理者要件で主任介護支援専門員の配置が必須であるが、主任介護支援専門員の専門性と、管理者としてのマネジメント能力の育成機会の充実も必要である。

【提言内容】

次期報酬改定では処遇改善加算の対象に、介護支援専門員を含めることを東京都としても国に求めて頂きたい。管理者要件にある主任介護支援専門員の育成課題として、主任介護支援専門員研修を受講しやすくすることや、介護支援専門員のマネジメント能力に関する学習プログラム等の開発により、十分な専門知識を備えることでの質の向上に関する改善を推進して頂きたい。

【提言項目 3】

ケアプランデータ連携の普及と在宅介護の DX 化推進支援

【現状と課題】

在宅サービス事業者において、ICT の推進による、サービス提供の生産性向上の推進は、重要な課題である。

国保連が提供するケアプラン連携システムの操作性の課題は、そのシステムの普及の上で大きな課題である。具体的には、1 事業所につき、1 台の PC での運用という制限があることや、使用する職員の IT リテラシー不足などが背景にある。

事業所運営にかかわる基準が、市区町村間で統一されていないことや、行政への提出書類や様式が統一されていないことで、事業所運営及び管理の効率化、及び DX 化が妨げられている。地域密着型サービス、日常生活支援総合事業では市区町村別の指定申請様式や請求様式が異なり、生産性向上の妨げになっている事例がある。

【提言内容】

国保連ケアプランデータ連携システムで要求される条件、1 事業所につき、1 台の PC での運用という制限の緩和や、利用促進のためには、ユーザーが直感的に分かり易いナビゲーションや、データ入力のプロセスを最適化することが必要である。加えて、導入ガイドラインの整備も含め、ユーザーにとって負担にならない作業を増やす等の改善も必要である。

また地域の在宅介護事業者が効率化やサービスの質の向上に取り組むための支援が必要である。例えば、ICT技術の導入や研修プログラムの拡充など、業務の効率化や介護サービスの向上に向けた施策を推進することが重要である。

行政毎に異なる各種基準や申請様式については、都道府県及び市区町村間での統一化を図り、事務的な作業工数を削減する仕組みづくりを要請したい。

【提言項目 4】

地域包括支援センターが役割を発揮できる整備の推進

【現状と課題】

地域の高齢者の相談窓口を担う地域包括支援センターには、多くの役割が期待されるが、現状では対応しきれないという現場の声が上がっている。人員配置はじめ様々な地域ニーズに対応できる体制作りが求められる。

【提言内容】

多様なニーズに対応するための専門職の配置や適切な教育プログラムの提供など、事業の質の向上が図れるようにしていただきたい。

地域住民や事業所からの評価を透明化し、周囲からの評価とフィードバックに基づく、質の向上の仕組みづくりを要請したい。

【提言項目 5】

減災・防災対策への支援

【現状と課題】

介護事業所では、2024年介護保険制度において感染症、災害に対応する業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられたが、居宅介護の利用者は「災害時要支援者」であり事業所のBCPだけでは対応が困難なケースも想定される。多く大規模災害の発生時には、自治体、地域のさまざまな団体との協力が不可欠である。日頃から机上訓練を含む防災訓練や連絡体制の整備、役割分担など大規模災害を想定した連携ができる関係作りが必要である。

【提言内容】

大規模災害時の自治体、地域ごとの防災計画と介護事業所の業務継続計画が連動し有効に機能するよう訓練やネットワークを構築すること。高齢者や介護・支援を要する「要援護者数」や所在情報を把握して個別の防災計画に基づく支援ができるような仕組みづくりを要望する。

また住民個人個人の課題ではあるが、耐震対策、家具の転倒防止などの減災対策が自ら対策を講じることが難しい要援護者へ居宅介護サービス事業者が支援できる施策を要望する。